

令和8年度 介護職員等処遇改善加算のポイント

新制度の変化と取得に向けたステップ



なぜ制度が変わるのか？

- **他産業との賃金格差を解消**
介護スタッフの給与を他の職業と同水準へ引き上げます。
- **過去の加算を「一本化」**
複雑だった複数の加算制度をひとつのシンプルな制度に統合します。
- **令和8年度に前倒しで実施**
人材流出を防ぐため、次回の報酬改定を待たずに早期対応します。



新制度「3つの大きな変化」



1. 対象者の拡大

「介護職員」だけでなく、働く「すべての介護従事者」が対象になります。



2. 上乗せ評価の創設

「生産性向上」や「協働化」に取り組む事業所には、さらに加算が上乗せされます。



3. 対象サービスの追加

新たに「訪問看護」「訪問リハビリ」「居宅介護支援等」も加算の対象になります。

賃金はどれくらい上がるのか？

- **ベースアップ**

幅広くすべての対象者に：
月額 1.0万円 アップ (3.3%)

- **生産性向上の上乗せ**

要件を満たした事業所に：
月額 0.7万円 追加 (2.4%)

- **最大で月額 1.9万円の賃上げ**
(定期昇給分 0.2万円を含む合計値)



加算金の「絶対ルール」

- **全額を「賃金改善」へ**

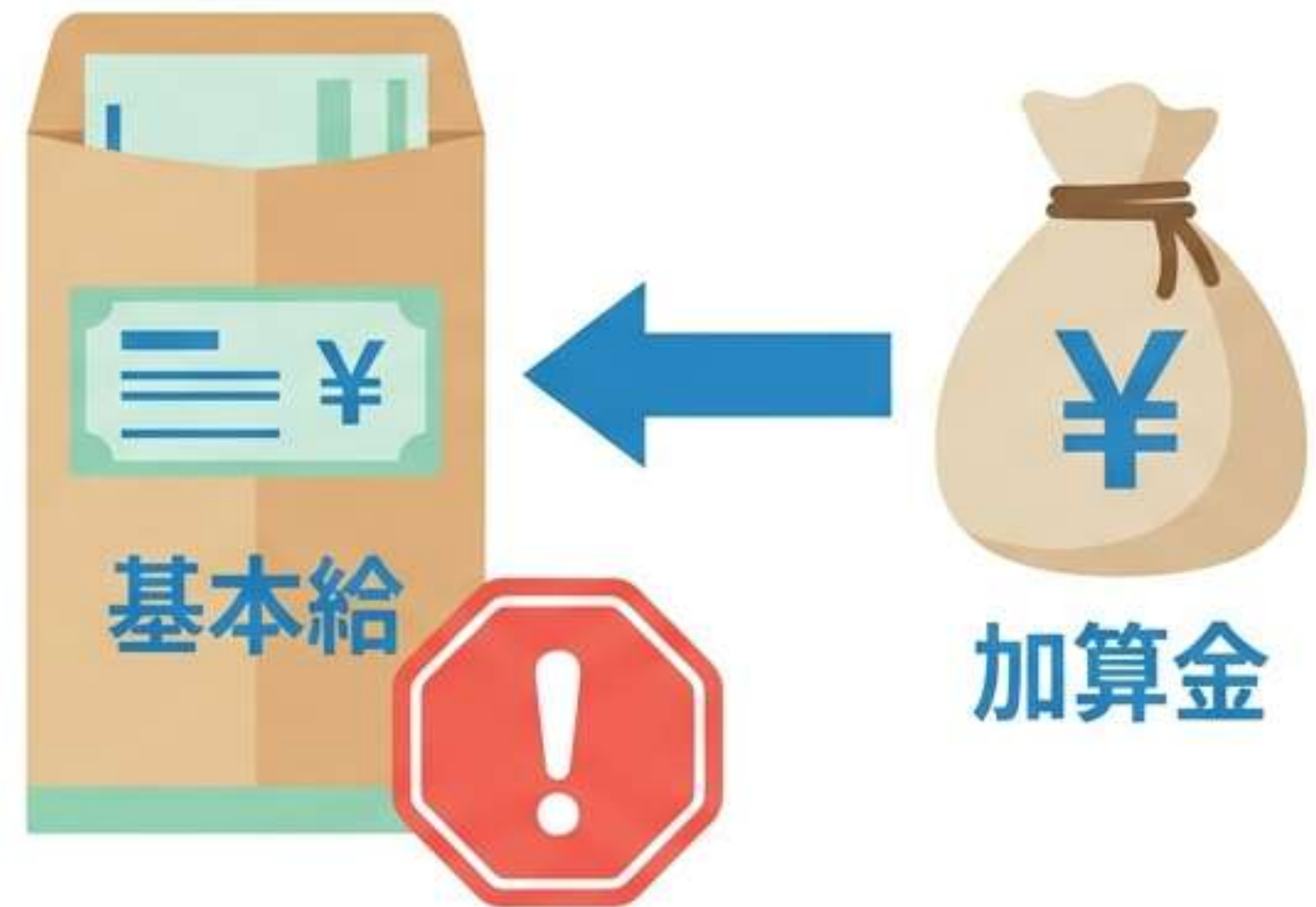
加算として受け取ったお金は、すべて職員の給与に充てる必要があります。

- **「基本給」の引き上げを最優先**

毎月決まって支払われるベースアップに使用することが基本です。

- **既存の賃金引き下げはNG**

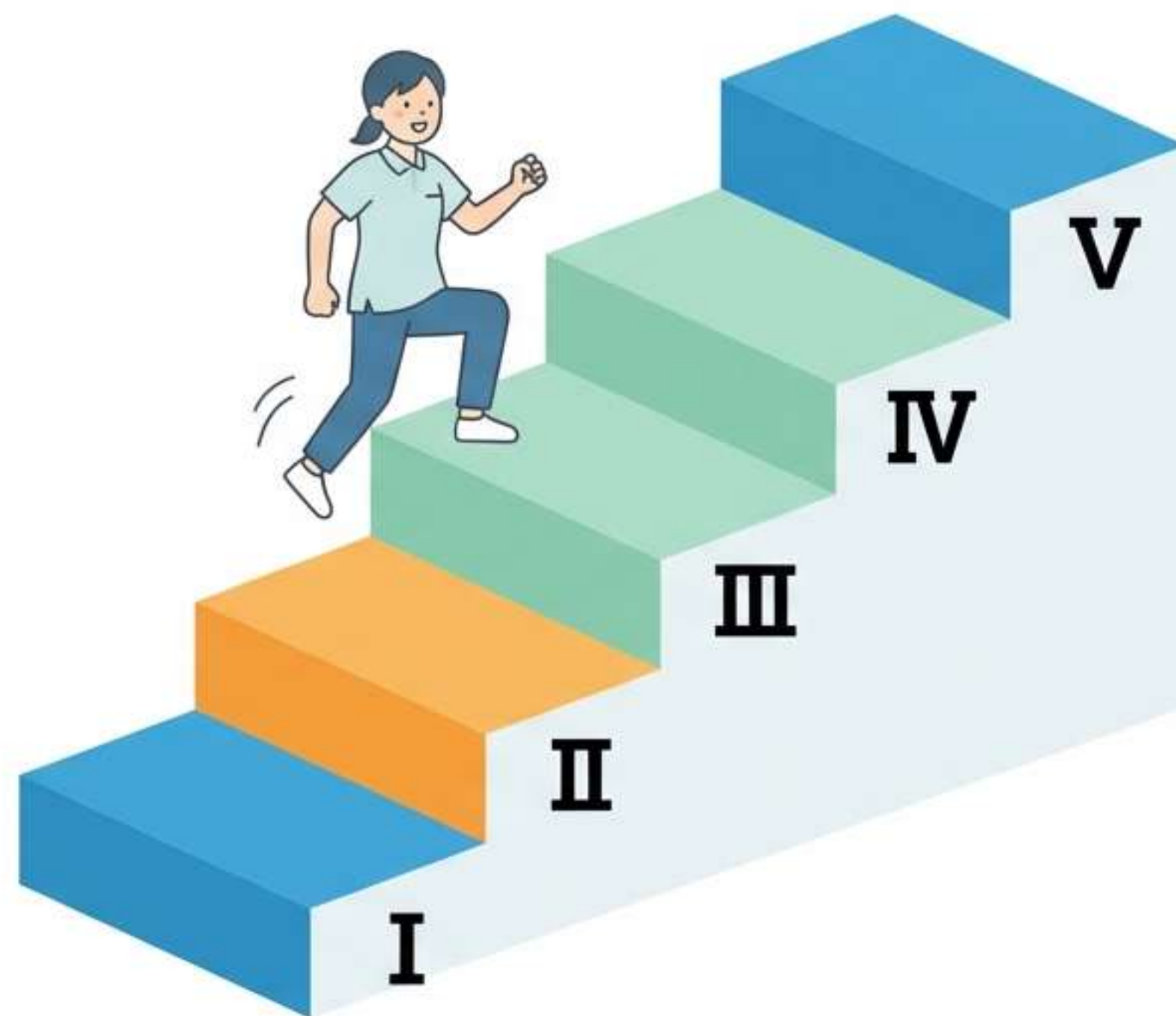
加算分を補填するために、これまでの基本給や手当を下げることは禁止されています。



取得要件1：キャリアパス要件

職員が長期的に成長・昇給できる「階段」の整備が必要です。

- I. 役職・給与基準の作成**
役割に応じた賃金体系
- II. 研修の実施**
資質向上のための計画と機会確保
- III. 昇給の仕組み**
経験や資格に基づく定期昇給
- IV. 年収440万円の設定**
最低1名以上の目標設定
- V. 資格者の配置**
介護福祉士等の一定割合以上の配置



取得要件2：職場環境等要件

働きやすい環境づくりを行い、その内容を外部に「見える化」します。

幅広い環境改善

- 採用促進、健康管理、両立支援などの取組を実施します。



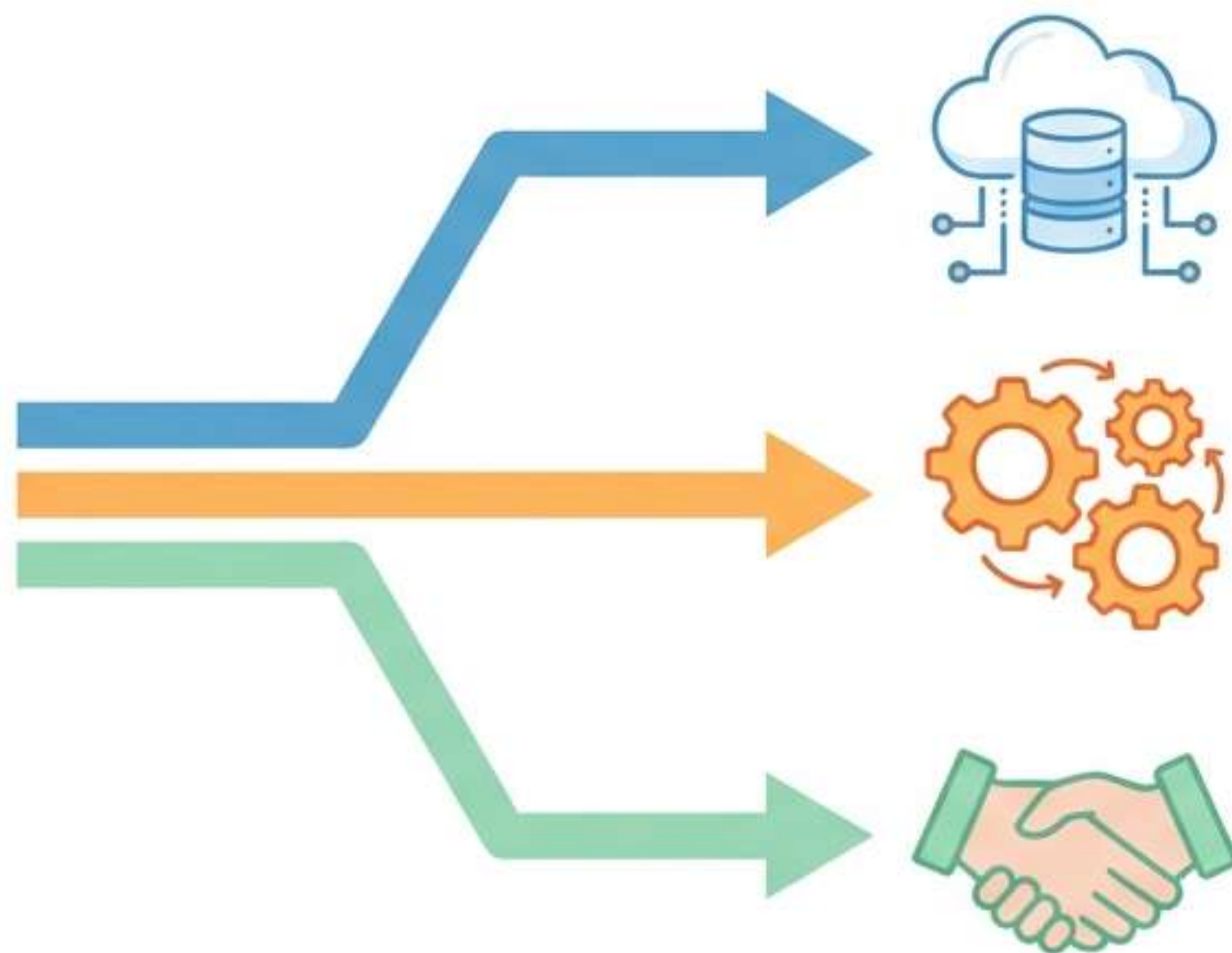
【重要】生産性向上の取組は必須

- 「ICT機器の導入」「介護ロボットの活用」「業務手順の見直し」など、生産性向上に関する取組を必ず2つ以上実施する必要があります。



令和8年度の「特例要件」

上乗せ加算を取得するには、以下の「どれか1つ」を必ず満たす必要があります。



A. データ連携システムの利用

ケアプランデータ連携システムを活用する。



B. 生産性向上推進体制加算の取得

現場の課題を見える化し、業務改善体制を構築する。



C. 連携推進法人への参画

社会福祉連携推進法人に所属し、協働化を図る。

申請から報告までの3ステップ

STEP 1: 計画書の提出



処遇改善計画書を提出します。（令和8年度は、要件達成に向けた「誓約」での申請も認められます）

STEP 2: 賃上げと環境改善の実行



計画に基づき、実際の給与引き上げやICT導入等の取組を行います。

STEP 3: 実績報告書の提出



年度末に、加算額以上の賃金改善が確実に行われたことを報告します。

今すぐ始める3つの準備

確実な加算取得に向けて、以下の準備をスタートしましょう。



現在の賃金ルールの見直し

就業規則や基本給の配分方法を確認する。



生産性向上プランの検討

導入するICT機器やロボット、業務見直しの計画を立てる。



申請書類の準備

期限に遅れないよう、計画書や誓約書の作成を進める。

